



島根県報

令和8年8月28日（金）

号外 第 9 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第496号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町下西 726番6地先から同604 番1地先まで	前	メートル 7.59～ 20.26	メートル 144.13	隠岐支庁県土 整備局	道路改良工事 拡幅
			後	13.84～ 30.23	140.05		
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町下西 604番1地先から同571 番10地先まで	前 A	8.52～ 23.30	270.85	隠岐支庁県土 整備局	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			A	8.52～ 23.30	270.85		
			後 B	8.99～ 34.72	274.13		

島根県告示第497号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町西村野中148番1地先 から同町西村石山311番5地先まで	メートル 212.00	令和8年 8月28日	隠岐支庁県土 整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町西村松尾1180番2地 先から同町西村上野田1380番1地先ま で	345.00	令和8年 8月28日		